

男鹿市告示第50号

男鹿市食育連携推進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年4月1日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市食育連携推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、全ての市民が健全な心身を培い、豊かな人間性を育むために食に対する知識や食を選択する力を習得し、健康的な食生活を実践できる力を育むための食育を推進することを目的として、予算の範囲内において事業費を補助するため、男鹿市食育連携推進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付について、男鹿市補助金等交付規則(平成17年男鹿市規則第40号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金交付の対象事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 食育に関する普及啓発事業
- (2) 地産地消の推進に関する事業
- (3) その他特に市長が必要と認める食育の推進に関する事業

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者(以下「補助対象者」という。)とする。ただし、市長が特

に必要と認めるときはこの限りではない。

- (1) 市内に本社又は事業所を有する食品関連事業者であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団（男鹿市暴力団排除条例（平成23年条例第20号）第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団、同条第2号の暴力団員及び暴力団関係者をいう。）に該当する者があるものは、補助対象者となることができない。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、別表に掲げるものとする。

（補助対象期間）

第5条 補助の対象となる事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

（補助金額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費を合算した額の2分の1以内の額とし、50万円を限度とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、その額を切り捨てるものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、男鹿市食育連携推進事業費補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他事業の内容がわかる資料

(交付決定)

第8条 市長は、前条の交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、男鹿市食育連携推進事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、不交付を決定したときは男鹿市食育連携推進事業費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、当該交付申請書を提出した者に通知する。

(申請の取下げ)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付けられた条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内に申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、男鹿市食育連携推進事業費実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書（様式第7号）
- (2) 収支決算書（様式第8号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出されたときは、当該報告に係る書類審査を行った後、男鹿市食育連携推進事業費補助金額確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。ただし、確定した額が第8条の規定による交付決定額と同額の場合は、通

知を行わないものとする。

(補助金の請求)

第12条 市長は、前条の額の確定を行った後、補助事業者から提出される補助金請求書(様式第10号)により補助金を交付するものとする。

2 市長は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず概算払をすることができる。

(帳簿の備付け)

第13条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年から5年間保存しなければならない。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

内訳	補助金の交付の対象となる経費	補助金の交付の対象と ならない経費
消耗品 費	・用紙代、材料費、文房具代、 トナー・インク等の事務用品費 ・食材費(試食品試作、展示、 試食用) ・普及啓発資材や配布資料等の	

	購入費	
印刷製 本費	<ul style="list-style-type: none"> ・活動資料、チラシ、パンフレット、看板等の印刷費 ・活動資料等の複写料 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が特に必要であると認めた経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業終了後も使用できる物品の備品購入費 ・領収書等に、日付、品名のないもの ・領収済、支出済の確認ができないもの ・事業との関連性、単独性が確認できないもの ・人件費 ・その他交付対象経費として不相当と認められる経費